日に「法令のあら

1

	第 三 種 郵 便 物 認 可明治二十五年三月三十一日
<b>7</b> 年 月	
分 録 ————	$\circ$
<b>閣府</b> 立印刷局)	
本紙 第一四五五号まで	Σ
*	0

 $\triangleright$ 

	1			1 小口	_			/ 1	1 /			/1	連						1. 1				(.	カフ					1.3	业(				口奶	•	
	法律の一部を改正する法	に狩	二八 鳥獣の保護及び管理並び	を改正する法律		施に関する法	との間の	我丨	ス及び協力の円滑を	$\vec{i}$ $\sigma$	本国の自衛隊	る法律	二五 港湾法等の一部を改正	の一部を改正する法律	に伴う措置に関する法律	び米州投資公社への	伴う措置に関する	へり	を改正する法律	二三 裁判所職員定員法の	る法律	二二 道路法等の一部を致正	音を	構 去の一部を 改正す	二一 独立行政法人国際協力機	= 0 "	する法律	一九 公職選挙法の一部な			法	<u>.</u>		THE PERSON NAMED IN COLUMN 1	言	717
三五 93 一八	する法	関する	埋並び		の一部	三 三 91 九	定	国以外	骨化に関	軍隊との	) 豆食 こ) 隊と我が国	三 三 91 四	改正す	法律 一八 二	る法律	の加盟	法律及	加盟に		一部	一六 86 三	す - 7 8	<u>-</u>	正する法	協力機	二 :		-	日号外ペー		律	<u>+</u>			三沙	     
	五五五		— 五四			- - - -		五 五		五		五〇		一四九			四八		_ 匹 七	- ] ;	匹六	-	_ 	- 9 5		— 四 四						二九	<b>Ľ</b> —	1	1 7	<b>7</b>
令の一部を改正する政令	都市再生特別措置法施行	正する政令	警察法施行令の一部を改	する政令		可分別だらりて	権法施行令の一部を改正	排 立 行 政 法 人	正する政	防衛省組織令の一部を改		国土交通省組織令の一部	部を改正する政令	行政機関職員定員令の一	政令	組織令の一部を改正する	公正取引委員会事務総局			可見がな野子	,	を改正する政令		デジタレ庁且戦争の一	改正する政令	内閣官房組織令の一部を		政			正する法律	児童福祉法等の一部を改	——	<b>4</b> 付	内	月 録 閣 立印 帰
一 特10	ı	一 特1(	)	一 特1	0	特]	- 10		一 特1	0	一 特10	)	一 特10	)	一 特10	)		一 特1		特	- 10	特1		特	<u> </u>			令	•		三 五 93			号 外		本紙
$\overline{\circ}$		$\overline{\circ}$		九		ナ	ւ		八		八		七		七			七		7		六			六						$\frac{-}{\bigcirc}$		中号		第七二	第第
			一六五			一六匹	-	六三			六二		六一			一六〇		一五九				五八						-	— 五 七			五六	- <del>-</del>	一一号から	二号から	一四五五号まで
の一部を改正する政令	金の算定等に関する政令	期高齢者医療の国庫負担	カ 前期高齢者交付金及び後		福祉法施行令の一部を改	長子及び父			政令	施行令の一部を改正する	麻薬及び向	を改正する政令	雇用保険法施行令の一部	令	行令の一部を改正する政	<ul><li>地震保険に関する法律施</li></ul>	部を改正する政令	九 土地改良法施行令等の一	政令	施行令の一部を改正する	î 追正化			文三十 6文分	等に関する政令の一部を	生労働省関係規定の施行	び助成に関する法律の厚	ための特別	東日本大	一部を改正する政令	する特別措	ス 民間都市開発の推進に関	70 J	RES <b>○</b> 凡 例	`b	号まで   まし」
一 特10	ı			一 特1	0		特]	.0	一 特1	0		一 特10	) !	一 特1(	)		一 特1	0	— 特1	.0			特]	- 10					4	一 寺10			字は	2. 件名	1. 牛名の	
三				三			=					${=}$		$\stackrel{-}{=}$			_		_	•			_ C	)						$\overline{\bigcirc}$			字は号外番号、	の下の	D 上 D	-     ○     1     7
を改正する政令	一七四 生産緑地法施行令の一部		額を定める政令の一部を	教育手当に係る自己負担	額及び限度額並びに子女	額、住居手当に係る控除		外公館に勤務する外務		→ 対容の一部を改正する対 対容の一部を改正する対 対容の 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対		行令の一部を改正する政	の整備等に関する法律施	一七一 防衛施設周辺の生活環境		関する法律施行令の一部	一七〇 防衛省の職員の給与等に	改正する政令	一六九 自衛隊法施行令の一部を	の一部を改正する政令	金等の算定に関す	一六八 国民健康保険の国庫負担	改正する政令	別援護法施行令の一部を	法施行令及び戦傷病者特	一六七 未帰還者留守家族等援護	び割合を定める政令	金の額の算定に係る率及	付金及び前期高齢者納付	法律による前期高齢者交	者の医療の確保に関す	一六六 令和七年度における高齢	番号、下段はページを示す。	2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数(1017)	ゴシック数字は番	
九 80 一		九 80							四 77		特1	0			一 特1(	)		一 特10	)	一 特1(	)	#	一 寺10 一				一 特1(	)						ラビア粉		1
		=							=		六				五			四四		四四			四				三							奴		

上上 科画教育中の「部を成立	令和7年5月1	2日 月曜日	官報目録	(第 1461 号付録)	4月目録 2
中央	一 八 五 四	一 八 三			t t t 元 t
1			部を改正する政部を改正する政部を改正する政	に 関する を の一部の を の一部の を の一部の を の一部の の一部の の一部の の一部の の一部の の一部の の一部の の一部の の一部の の一部の の一部の の一部の の一の一部の の一の一部の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の の の の の の の の の の の の の	正する政令日を定める政令日を定める政令日を定める政会日を定める政会の一部を記述等の一部を記述の一部を記述の一部を記述の一部を記述を表している。
内閣官房	93 93 93	93	86	86 86	<ul><li>一 元 号</li><li>80 外</li><li>一 ジペ</li></ul>
(内 令 ・ 省 令	個人情報保護委員会事する内閣府令  立とも家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令  改正する内閣府令  改正する内閣府令  さ改正する内閣府令  を改正する内閣府令  こども家庭庁組織規則の一部	改警る組公令	関する内閣府令等の一 を改正する内閣府令 内閣府本府組織規則の 部を改正する内閣府令 沖縄総合事務局組織規 の一部を改正する内閣	府	<b>内閣官房 内閣官房 内閣官房 ウ内閣官房</b> 令に規定する内閣官房令 で定める標準的な官職を定める政標準的な官職を定める政
府 令 ・ 省 令					
(関する命令)	<ul><li>○デジタル庁、</li><li>○デジタル庁、</li><li>行政手続におけるた個人を識別するためま務を定める命令事務を定める命令事務を定める命令</li></ul>	<b>デジタル庁令・省令</b> 部を改正する庁令 一 特10	**   **   **   **   **   **   **   *	全業票準と去こまづく登 全業票準と去こまづく登 全業票準と去こまづく登 を発売する命令の一部を改正する命 内閣府、総務省、 ○大部科学省、厚生労働省、 国土交通省、環境省 国土交通省、環境省	を 生産 環
73 73 73		○総務省 ○総務省 一部を改正する省令 一部を改正する省令 住民基本台帳法別表第一	テープ (中国 )	<b>省</b>	ー ー 3 特10

3	令和7年5月	112日 月曜日	官報目録 (第7	1461号付録)	<b>4</b> 月目録
一六 破壊活動防止法施行規則 ○法 務省	<ul><li>○総務省、法務省</li><li>一 戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の写し又は戸</li><li>一 交付に関する省令の一部</li><li>交付に関する省令の一部</li></ul>	等の の一部 の一部を ここ こ五 5 93 93	三 一 七 一 89 78 特10	不正な利用の防止に関す る法律施行規則の一部を 改正する省令 で改正する省令 を改正する省令 を改正する省令 で正する省令 で正する省令 で正する省令 で正する省令 で正する省令 で正する省令 で正する省令 で正する省令 で正する省令 で正する省令 で正する省令 で正する省令	三六 電波監理審議会が行う審 三七 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等 る契約者等の本人確認等 つ 73
二八 則の一部を改正する省令 三一 国際受刑者移送法施行規する省令	二九 警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令 一部を改正する省令 一部を改正する省令 一部を改正する省令	り容 一 則 正理3 一者 部 の す局	三九 二二 少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令 コニ 保護観察所組織規則の一部を改正する省令 コニ 保護観察所組織規則の一部を改正する省令 コープ ス国者収容所組織規則の一部を改正する省合 コープ ス国者収容所組織規則の一部を改正する省合	所 正務 一 部	一七 出入国管理及び難民認定 1 一八 犯罪被害者等の権利利益 の保護を図るための刑事 でる法律施行規則の一部を改正 がる省令
一 七 五 85 一	一 一 特10 特10 五 五 八 八		-	一 一 一 一	一 73 二 八
<u> </u>	四二 歳入徴収官事務規程及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の敢扱いの特例に関する場合における国税等の徴収関係事務	世界の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	会計に関する省令の 会計に関する省令の 所 <b>務 省</b> び物価連動国債の取 で関する省令の一部 で関する省令の一部	_	○法務省、厚生労働省 <ul><li>二 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令り外務省</li><li>○外務省</li></ul>
四 七 84 <u>一 —</u>	,	特10     特10     73     73       五     五     五     三       九     八     五     三	一 六 86 五 三	六 九一 86 80 73 ニ 二 三 三 二 二	73 = O
一部を改正する省令に関する法律施行規則の	四九 令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令		C文部科学省 一義務教育費国庫負担法第 二条ただし書の規定に基づき をだし書の規定に基づき 教職員の給与及び報酬等 に要する経費の国庫負担 に要する経費の国庫負担	一部を改正するの歳入金等の受の歳入金等の受の歳入金等の受る特別取扱手続る省令	四四地方法人税法施行規則の四五租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 施行規則の一部を改正する省令四六防衛特別法人税に関する
一 特10 六 四	一 特10 六 三	一     一     一     一       特10     特10     特10     特10       六     六     六     五       二     二     二     九		三 〇 六 四 84 二 一 七	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —

	令和 <b>7</b> 年	5月12日	月曜日	官報目録	(第 1461 号付録)	<b>4</b> 月目録 <b>4</b>
	一九 農林水産省組織規則の一 等交付規則の一部を改正 等交付規則の一部を改正		五八 金融商品取引法及び投資法人に関す信託及び投資法人に関する法律の一部の施行に伴う	五六 職業能力開発促進法施行 規則の一部を改正する省令	原生学値名を 部を改正する省令 事を改正する省令 部を改正する省令 一部を改正する省令 一部を改正する省令 一部を改正する省令 一部を改正する省令 一部を改正する省令	五一 中国残留邦人等の円滑な 場に関する法律施行規則 優に関する法律施行規則 で一部を改正する省令 の一部を改正する省の は かん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱ
一 一 特10 特10 三 三	一 特10 二 〇	一     二       特10     89       二     三       0     三		二 二 八 五 四 八 二 一 二	ー ー ー 特10 特10 特10 七 七 七 ー ○	一     日       特10     男外       六     ジベ       八     1
三七 貿易関係貿易外取引等に	正する省令を定める省令の一部を改定に基づき貨物又は技術及び外国為替令別表の規	三五 輸出貿易管理令別表第一 正する省令 正する省令 を改正する省令 を改正する省令	三四 輸出貿易管理令別表第一		を一体的に講ずることに よる安全保障の確保の推 進に関する法律に基づく 特定社会基盤事業者等に 関する省令 の技術上の基準等に関す る省令等の一部を改正 る省令等の一部を改正	二九 刑法等の一部を改正する 法律等の施行に伴う農林 水産省関係省令の整理等 に関する省令 の一部を改正する省令 <b>〇経済産業省</b>
80	九 80 二 八	九 三 80 76 三 五 一		ー ー ー	一 73 三 六	三     三       五     三       93     90       五     三       三     一
改港部正湾を	四三 海上運送法施行規則の一の一 国土利用計画法施行規則の一 国土利用計画法施行規則		○原子力規制委員会 四二 冷凍保安規則等の一部を 改正する省令 改正する省令	四一 輸出者等遵守基準を定め それがある場合を定める 省令の一部を改正する省 令	係る貨物が核兵器等の開係る貨物が核兵器等の用いられる おそれがある場合を定め る省令の一部を改正する 省令 一の項の中 情に掲げる貨物(核兵器 等に該当するものを除	三八 輸出貨物が核兵器等の開 発等のために用いられる おそれがある場合を定め る省令の一部を改正する 省令 外国相互間の貨物の移動 を伴う貨物の売買、貸借 又は贈与に関する取引に
一     一       73     73       五     三       ○     九	一 73 三 九	四 二	一 七 九 87 80 三 八	九 80 三 四	九 80 三 三	九 80 三 三
改正するとは、	○環境省 規則の一部を改正する省	五八 航空法施行規則の一部を	五六 道路整備特別措置法施行 規則の一部を改正する省 令 の一部を改正する省	五三 気象庁組織規則の一部を 五四 海上保安庁組織規則の一部を 部を改正する省令 部を改正する省令 の正する省令	四九 北海道開発局組織規則の一部を改正する省令 地方運輸局組織規則の一部を改正する省令 部を改正する省令 部を改正する省令 部を改正する省令 の一部を改正する省令 の一部を改正する省令 の一部を改正する省令 の一部を改正する省令 の一部を改正する省令	四九国土交通省定員規則の一四六国土交通省組織規則の一1国土技術政策総合研究所2組織規則の一部を改正する省令2名省令3日本技術政策総合研究所4日本技術政策総合研究所
一 73 五	<u>=</u> ⊙ 96 —	— 89	- 一 八 六 86 -	一 四 一 一 特10 特10 特		

**三** 

73 五 二

六

三

三

兲

酉

三

쯸

를

薑

 $\equiv$ 

 $\equiv$ 

5 令和7年5月12日	日 月曜日 官報目録 (	(第 <b>1461</b> 号付録) <b>4</b> 月目録
 	<ul> <li>○会計検査院</li> <li>二 計算証明規則の一部を改正する規則</li> <li>一 会計検査院事務総局事務</li> <li>九一二一七四</li> <li>人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)の一部を改正する人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用範囲)の一部を表の適用を表しています。</li> </ul>	一四 地方環境事務所組織規則 の一部を改正する省令
九一二一七五       九一二十五       九一十二       大事院規則九一二(俸給       九一十二       大事院規則九一十七(俸給の特別調整額)の一部を設正する人事院規則九一十七(俸給の特別調整額)の一部を改正する人事院規則五十二       大事院規則九一三○(特務勤務手当)の一部を改正する人事院規則五十三○(特別事務	五 五 五 二 二 二 二 二 二 二 二	九一四九一五七一一
一     一     一       特10     特10     特10       五     五     五	ー     ー       特10     特10       万     亳       六     六	一     一       73     73       六     六       五     三
		三四二 人事院規則一-三四(人 事管理文書の保存期間及 び保存期間が満了したと きの措置)の一部を改正 する人事院規則 カ-二四-二二 人事院規則カーニ四(通 動手当)の一部を改正す る人事院規則 ○-一一 (育児又は介護を行う職 員の早出遅出勤務並びに 深夜勤務及び超過勤務の 制限並びに意向確認等)
一     三       特10     93       壳     七       三     三	一     二     二       特10     93     93       二     六     六       九     六	五       二         53       93         六       六         六       二
O内       閣         一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について         O内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲 及びその委任を受ける者	を改正する 官を指定す を改正する でで指定する ででである。	I
九 80 四 六	三 — 特10	

7	令和	7年5	5月1	2 目	月曜	星日		,	官報	目録		(第	14	61	号付	録)	4	月目釒	录	
	_ 四 一		- [	_ _ _ O			— 三 九			三三	三六	三 三 五		_ 三 四			<u>=</u>		六二	Ξ
公示する件公示する件と対象機械器具等を同	さぎける後銭号とない。 二項により型式承認した消防法第二十一条の四第	掲する半刻認証業務の変更認定に三条第一項に規定する時	おいて準用する同規程第する規程第五条第二項に	寺刻忍征業务の忍定こ関を改正する件の一言	る費用に関する中の一部負担する団体組合員に係	定こより也方公共団本が第百十三条第四項等の規	地方公務員等共済組合法の一部を改正する件	る	定により地方公共団体が第百十三条第四項等の規	地方公務員等共済組合法令和七年度地方債充当率	令和七年度地方債計画	基準令和七年度地方債同意等	する件を記する目では	持定国外派遣組織を指定る額を定める告示	額として総務大臣が定め町村たばこ税の額の合計	する前々年度の全国の市条の匹の匹第一項に規定	地方税法施行規則第十六 乙絲 粉 省	お定した件	規定する旨定金融幾関を一域法第四十四条第一項に一東日本大震災復興特別区	
t	+	t		一 特10			一 特1	0		一 特1(	一 特10	一 特10	_	_				九		=
<u>t</u>	-{			<u>六</u>						至	三	宝	七	六				_		五
	<u> </u>		_ <u></u>	五 〇	四九	 •	四八		四四七				— 四 四							_ 四 二
る件の一部を改正する件る受信設備の特性を定め局の申請の審査に適用す	簡易無線局及び構内無線携帯移動業務の無線局、陸上移動業務の無線局、	を	電気通信事業法第十二条の一部を改正する件の一部を改正する件	(1) では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	する件する件に国外派遣組織を指定	項の認定を取り消した件質に十二多の二の十分	<b>第二十二条り二り二角一電気通信事業法施行規則</b>	あったので告示する件項の規定による届出か	順) 乱ぎたこう 電気道信事業活放行規則	<b>電気通言再巻去布庁見川する件</b> する件 特定国外派遣組網を指定	合件の一部を改正する件	に基づく総務大臣が別に に基づく総務大臣が別に	二第一項第二号等の規定無線設備規則第十四条の	局の開設区域を定める件数の電池を使用する無線	女の電安を使用する無泉 五、二五○H以下の周波	づく五、一五○Hを超え	第一項第三号の規定に基第一項第三号の規定に基	まなとを記す見りまっても 件 (4)	める牛の一部を改正する一つの名の一部を改正する一部を改正が場所を定づく総務大臣が別に告示	四項第四号(3の規定に基電波法施行規則第六条第
<u>=</u> ⊙ 96		= = 91	= = 91		八	六		一六		八 特11	七 78			七 78				七 78		
<del>一</del> 八		= 0	二九		六	三		<u> </u>			八			六				六		
域を指定する件一種田地域振興法院	- 月		五八			_			_											
たする 件	日 日 現農総 成 様 境水務	一部を改正するの運用に関		定める件の 一部	る技術基準に相 の 電波法第三	五七 外国の無線局等	る件の一部を改適合表示無線設		五六 工事設計書の記する件	を定める件の一Gの無線局の技	いるもの及び口て、時分割複信	線局の送信装	式隽帯無線通信交周波数分割多		一五五 シングルキャリる件の一部を改	設備の技術的条システムの無線	一五四 広帯域移動無線改正する件	く。)を定める件及び通信事項1	なが負言事員でおり、無線局の日本機の記載に田	する無線線局免許
を指定する件項に基づく指定棚田地項振興法第七条第	型。 一環境 環境省 、国土 総務省、文部	一部を改正する件の原料の通用に関する件の		定める件の一部を改正す	備カ電波法第三章に定め		る件の一部を改正する件 適合表示無線設備を定め			を定める件の一部を改正Gの無線局の技術的条件	いるもの及びローカル5で、時分割複信方式を用	線局の送信装置であっ	式携帯無線通言を行う無交周波数分割多元接続方			設備の技術的条件を定めシステムの無線局の無線		く。)を定める件の一部を及ひ通信事項ニートを防	(無線局の目的欄の記載に用い	付する局
とする件       二       五         本づく指定棚田地       二       五         域振興法第七条第	日 日 現農総 成 様 境水務	一部を改正する件 三〇 96 五六線局の運用に関する件の 三〇 96 五六	可けりに最も受害する無 ・ 本邦外に在住する日本人 三〇 96 三一		備か電波決策三章に定め	射国の無線局等の無線設	る件の一部を改正する件 三○ 96 三一一適合表示無線設備を定め			を定める件の一部を改正Gの無線局の技術的条件	いるもの及びローカル5	線局の送信装置であっ	式携帯無線通言を行う無交周波数分割多元接続方			設備の技術的条件を定めシステムの無線局の無線		く。)を定める件の一部を及び通信事項ニートを除	(無線局の目的欄の記載に用い	付する無線局事項無線局免許申請書
定棚田地 二一一	型。 一環境 環境省 、国土 総務省、文部	三 96 五 六	可けつに最上を言する年本邦外に在住する日本人三〇 96		高技術基準に相当する技 の技術基準に相当する技	外国の無線局等の無線設	<u>≡</u> ⊙ 96	を省略することができる	工事設計書の記載の一部 三 96 -	を定める件の一部を改正しての無線局の技術的条件	いるもの及びローカル5 て、時分割複信方式を用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	線局の送信を置いる。	式携帯無線通言を行う無交周波数分割多元接続方		シングルキャリア司皮数 一〇 96 一回 96	設備の技術的条件を定め システムの無線局の無線 ・ ・ ・	広帯域移動無線アクセス 三○96	く。)を定める件の一部を及て通信事項ニートを除	(無線局の目的欄の記載に用い	付する無線局事項無線局免許申請書
定棚田地 二一一	日色成長型法院 1765度 フルス・フリング 1755度 1765度 フルス・フリング 1755度 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 17556 175	三〇 96 五六	可けつに最近を置ける無本邦外に在住する日本人 三○ 96 三一	した 供 が は かん	八三 用の促進に関する法律	情で (15 cm ) - 1	三 96 三 二	を省略することができる	工事設計書の記載の一部 三〇 96 二七 七九 裁判する件 三〇 96 二七 七九 裁判		tt	<b>つま % 省</b>	式携帯無線通言を行う無交周波数分割多元接続方 四第五項に規定する防炎	分割多元接続方式又は直	シングルキャリア司皮数 る件の一部を改正する件 三〇 96 二五	<b>.</b>	広帯域移動無線アクセス 三○ 96 二三 五 中央		(無線局の目的欄の記載に用い	付する無線局事項書等の 「国土交通省無線局免許申請書等に添
上棚田地 二一 五 交換第七条第 国政	日地域長型法院 1769 (1975年) 1769 (197	三〇 96 五六   換に関する件   国政府との間の書簡	すりに最近後間に 5 H   本国本邦外に在住する日本人	カト 5 f	<u></u>	情が含ないできます。	三 96 三 二	を省略することができる	工事設計書の記載の一部 三〇 96 二七 七九	- t八	七七 少年院種類表の一部を改	<b>つま % 省</b>	表示登録表示者の四第五項に規定す	分割多元接続方式又は直	シングルキャリア司皮数 る件の一部を改正する件 三〇 96 二五	た 委員長に事故がある場合	広帯域移動無線アクセス 三○ 96 二三 五		「無線局の目的コード	付する無線局事項書等の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

令和 <b>7</b> 年	5月12日	月曜日	官報目録	(第1461	号付録) 4月	目録 8
_ = =	<u>=</u>		= =	二 九	二 二二 二 二二 八 七六	—— 三二 五四
換に関する件 国政府とボリビア多民 関政府とボリビア多民 関の交換に関する用 を機関		の国た療救し	件 におけるコックスバリール県及びバシャンガール県及びバシャンスがラデシュ人民共和 はおけるコックスバリール県及びバシャンが	間の書簡の交換に関する日本 強予方式)に関する日本 強子方式)に関する日本 社会主義共和国政府との 社会主義共和国政府との	に関する件 アラス に関する件 アラス 議事堂等周辺地 国会議事堂等周辺地 国会議事党 の保持に関する	
= =			  81		九 四二	日 号 外
<u> </u>	=		二四	-	三 五	ジペ
— 四 〇	· —   三 ) 九	— 三 八	— 三 七	— 三 六	— 三 五	— 三 四
でトナム社会主義共和国におけるベトナム国家イノベーション・センター活性化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の際連合開発計画との間のので換に関する件	り失効した旅券の告示り失効した旅券の協力との間である性ので換に関する件	関する日本国政府とりべい ジャパン・フリーウェイ 延伸計画のための贈与に 延伸計画のための贈与に	与に関する日本国政府と 間の書簡の交換に関する 件 給安定化計画のための贈 給安定化計画のための贈	こめ 境 け モ 🎚	関与者等を指定する件の 一部を改正する件 一部を改正する件 一番優勝助に関する日本国 政府とブルンジ共和国政 政府とブルンジ共和国政	国際連合安全保障理事 対象となるスーダンに 対象となるスーダンに 対象となるスーダンに
= -	一 七 五 87	五五	五五	- 3	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
五	- - - <u>=</u>	三	三	3	oz <u> </u>	
五	= <u>=</u>	_	_		Ξ Ξ	
件間際に農に学二	二 三 三 四 五	— 四 四	_ 四 三	_ P	三 三 - -	_
件間際に農に学ニ の連関促対校 書合す進すのィ	二 三 三 四 五	— 四 四	_	_ P	= <u>=</u>	_
ニティにおける野外農業 学校の整備を通じた気候 に対する強靱性のある営 農促進計画のための贈与 に関する日本国政府と国 際連合食糧農業機関との 間の書簡の交換に関する	二 <b>一四五</b> エチオピア連邦民主共和国における北部地域の紛国における北部地域の紛弱	一四四 円借款の支出期間の延長 一四四 円借款の支出期間の延長 換に関する日本国政府とインドネシア共和国政府と世界食	_ 四 三	_ P	三 三 - -	_
ニティにおける野外農業 学校の整備を通じた気候 に対する強靱性のある営 農促進計画のための贈与 に関する日本国政府と国 際連合食糧農業機関との 間の書簡の交換に関する	二 <b>一四五</b> エチオピア連邦民主共和       二三       一         三       する件       二三       二         国における北部地域の紛       二       二	一四四       円借款の支出期間の延長         一四四       円借款の支出期間の延長         集計画との間の書簡の交       二二         ンドネシア共和国政府と世界食	一四三 スーダン共和国にといい。 一四三 スーダン共和国における 小麦バリューチェーン強 化計画のための贈与に 化計画のための贈与に	_ P	三一四二 ベングラデシュ人民共和 三一 節の交換に関する日本国 政府と国際連合難民高等 弁務官事務所との間の書 一	_
件二三二三上五とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件作の書簡の交換に関する に対する強靭性のある営 に対する強靭性のある営 に関する日本国政府と国 国政府とミクロネシア連邦政府に関する件 もの書簡の交換に関する件一五五 対する贈与に関する日本 国政府とミクロネシア連邦政府に 対する贈与に関する件	二 <b>中四五</b> エチオピア連邦民主共和国における北部地域の紛固における北部地域の紛固に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府との間の日上書の交換に関する件の間の日上書の交換に関する件の間の日本国政府との間の日本国政府との間の日本国政府との間の日本国政府との間の日本国政府との間の日本国政府との間の日本国政府との間の日本国政府との間の日本国政府との間の日本国政府との間の日本国政府との間の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との日本国政府との日本国政府との目の日本国政府との目の日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府との日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国を日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本国政府に対する日本の国を同籍に対する日本国を同籍に対する日本の日本の内に対する日本の内に対する日本国をのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのは	一四四       円借款の支出期間の延長         一四四       円借款の支出期間の延長         一四四       円借款の支出期間の延長         一五二       円借款の支出期間の延長         一五二       円借款の支出期間の延長         一五二       円借款の支地期間の延長         一五二       円借款の支出期間の延長         一五二       円借款の支地期間の延長         一五二       に関する日本国政府との間の         2       大ン共和国政府との間の         2       大の大の間の         2       大の大の目の         2       大の大の大の目の         2       大の大の大の大の大の大の大の上の大の大の上の大の大の大の上の大の大の大の大の大	一四三       スーダン共和国における	内容       中央       大大       大大	「	一 バングラデシュ人民共和
(中)       一五五         (日)       一五         (日)       一五         (日)       一五         (日)       一五	二 <b>一四五</b> エチオピア連邦民主共和国における北部地域の紛 <b>一五三</b> 三 <b>一五三</b> 三       一五三         一五二       一五三         一五二       一五二         一五二       一五四         一五二       一五二         一五二       一五二         一五二       一五二         一五二       一五二         一五二       一五二         一五       一五 <td>一四四 円借款の支出期間の延長       二五二         中四四 円借款の支出期間の延長       一五二         機に関する件       二二         本品       二五二         ンドネシア共和国政府と世界食       二五二</td> <td>一四三       スーダン共和国における</td> <td>PI:       1.2 (2.5) (2.5)         の持続可能な固形廃棄物       一四九       カルマ橋架け替え計マーからの避難民及びホー四九       カルマ橋架け替え計画におけるコックスバーの交換に関する件が一つ場におけるコックスバークスパークスパークスパークスパークスパークスパークスパークスパークスパークスパ</td> <td>  「</td> <td>内型内型大級に関する水俣条約の一四大水銀に関する水俣条約の一四大水銀に関する水俣条約の一四大水銀に関する水俣条約の</td>	一四四 円借款の支出期間の延長       二五二         中四四 円借款の支出期間の延長       一五二         機に関する件       二二         本品       二五二         ンドネシア共和国政府と世界食       二五二	一四三       スーダン共和国における	PI:       1.2 (2.5) (2.5)         の持続可能な固形廃棄物       一四九       カルマ橋架け替え計マーからの避難民及びホー四九       カルマ橋架け替え計画におけるコックスバーの交換に関する件が一つ場におけるコックスバークスパークスパークスパークスパークスパークスパークスパークスパークスパークスパ	「	内型内型大級に関する水俣条約の一四大水銀に関する水俣条約の一四大水銀に関する水俣条約の一四大水銀に関する水俣条約の

9 令和	7年5月12日	月曜日	官報目録	(第 1461 号付録)	<b>4</b> 月目録
		<ul><li>九六個人向け国債の発行等に</li><li>九六個人向け国債の発行等に</li><li>関する省令第四条第六項</li><li>第二号に規定する中途換</li></ul>	)すの各と - る計事な 『寄算業る	書簡の交換に関する件と国際移住機関との間野与に関する日本国政策をは機械読取式の事業による国境がある。とは、大きには、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	一五六 ブラジル連邦共和国におけるベネズエラ難民・移けるベネズエラ難民・移社会経済的包摂性確保計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難目の書簡の交換に関する。
〇 四 81 77 <u>元</u> 三 五	一 73 六 八	一 73 六 八		三 〇 五 五	
第一二原本別言 原含原   6	一七 政府資金調達事務取扱規一一七 政府資金調達事務取扱規 正	しーに 冬1	第五条第十一項の規定 国債及び政府短期証券の国債及び政府短期証券の 発行条件等を告示	一二 政府資金調達事務取扱規 即第五条第十一項の規定 に基づき発行した政府短 に基づき発行した政府短 に基づき発行条件等を告 期証券の発行条件等を告 示 令第五条第十一項及び政 府資金調達事務取扱規則	一〇八―国債の発行等に関する省 一〇八 令第六条第十一項の規定 に基づき発行した利付国 債の発行条件等を告示 債の発行条件等を告示 関する省令第四条第十四 項の規定に基づき発行し た個人向け国債の発行等に
三 一 六 86 一	 82 82	— — 82	  82		 O 81  
三 八 三	七	五	五.	四 <u>=</u>	= =
一二四 個人向け国債の発行等に 関する省令第四条第六項 関する省令第四条第六項	女 方 案 別が 戸 所 基 が 戸 得 表 ア 所 定 に 税 き で 得 き で れ た で れ き ご き い か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か ま ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご か き ご ご か き ご ご か き ご ご か き ご で ご で ご で ご で ご で ご で ご で ご か き ご で ご で ご で ご で ご で ご で ご で ご で ご	一二三 東日本大震災からの復興 のための施策を実施する ために必要な財源の確保 ために必要な財源の確保	務大臣が定める表を定めする所得税法別表第二から別表第四までに定めるら別表第四までに定めるの額の計算を勘案して財の額の計算を勘案して財の額の計算を勘案して財の額の計算を勘案しています。同号に規定	の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法 げる負担金に係る公益法 人等並びに基金及び期間 正する件 正する件 正する件 のための施策を実施する のために必要な財源の確保 ために必要な財源の確保 ために必要な財源の確保 ために必要な財源の確保 ために必要な財源の確保 かんしゅう (利力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
三 〇 96 五 七	6	= ○ 96 = =		三 〇 五	
イ ロシア 産房 消灭 に 石油 製	ッ の	□○ 中小漁業融資保証法第六 十九条第一項の主務大臣 が定める利息を定める件 の一部を改正する件 □○ 日本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大 農業信用保証保険法第五 十九条第一項の規定に基 十九条第一項の規定に基 でめる利息を定める件の でめる利息を定める件の アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ	のの基 附 会 会 と の 掲 別 表 会 と と の 掲 別 表 第 日 の と の と の と の と の と の と の と の と の と の	財務省、農林水産省 ○農林水産省、経済産業省 「フラスチックに係る資源 イプラスチックに係る資源 イプラスチックに係る資源 は基づき指定調査機関の に基づき指定調査機関の に基づき指定調査機関の に基づき指定調査機関の に基づき指定調査機関の
一 73 七 一	二 — 73 五 二	, , ,	八 八 八 四 三	一 特10 <u>元</u>	二八二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

令和7年5月12日 月曜日

(第 1461 号付録)

												=======================================				七				六			_					四七											7	ե	
部を	労働士	の二の規	法律施	労働者	す ]	日まれ	า 3	により	第二二	等に即			<u></u>	償金の	利用に		措置等	の意	用の可		O 文	殖事業	イヌロ	(E	) )	一部を	響調本		Ç	件の一	臣が定	長期の	従って	する	- L	' 0	官用の	こり	軍村	朱	
部を改正する件	大臣が定	の規定に	律施行規則第二十九条	労働者の保護等に関する	カテの 最優な 一月一 った 道営の 確保 及る 近遺	単常 り催	てる労動者派遣事業の窗	により読み替えて適用さ	第二十七条第二項の規定	等に関する法律	穿い男子 みちき 超テ見り 愛記労働者の雇用の改割	す動音り	○享主労動省	金の額を定める件	用に関する裁定及び補	著作権者不明の著作物	置等を定める件	の意思を確認するため	の可否に係る著作権	未管理公表著作物等の	化	殖事業計画を変更する件	ヌワシに関する保護増	環境省	文部 科学	部を改正する告示	響調査交付金交付規則	大型再処理施設放射能	〇文部科学省	の一部を改正する告示	が定めるものを定める	長期の資金として主務大	従って貸付けが行われる	する重要な旅策の目的に	カニ・中	10、1	かかか と と きょう かんかん かんかん かんかん あんり きょう かんしょう しょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょ かんしょう かんしょ かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ	剝り見ぎころ	7人を育っる インス	式会生日本安	
る件	が定める講習	定に基づき厚生	第二十	等に関	伊及る	一味をバー	<b>貴事業</b>	えて適品	二項の		建垣が	麗 <b>1</b>	ř	める件	裁定及	の著作が	る件	するた	る著作	作物等	庁	変更する	する保	省	省、農:	る告示	交付規	設放射	省	正する	のを定れ	して主	が行わ	第の目	通便の目別に	り、ロハミ美人間	書とす:	送づき、	<u></u>	. 牧 耟 全 触	
	習の	厚 生	九条	する	小道	で ( )	)    ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・	用さ	規定	· 財	1. 以自	车			び補	物の		めの	権者	の利		各件	護増		林水産少		則の	能影		告示	める	務大	れる	、的に	J に B		泉 二 牛	7	号 を	2	
— 73														二 四 92			八					四				一 寺10	)			— 73											日 号外
八三																	=					三				一				七二											ジ^   
						四										四〇									三九							三八									= t
改正する件	定する	により	規則別	確保等	質、有	医薬品	<i>の</i> 音	) /i - i	が指定	ものと	品質管	定に基	令第五条	質管理	医薬品	医療機	改正する件	び一般	療機器、	臣が指	の規定	条第五	確保等	質、有	医薬品、	する件	が定め	定に関し	高齢者	法律に	者の医	令和七	を改正する件	大臣が	の規定	十四条	職業安	り読み	第十九条	等に関	建設労賃者
る件	定する医療機器	により厚生労働	則別表第四の二の規定	保等に関する法律施行	有効性及び安全性		を		が指定する一般医療機器	ものとして厚生労働大臣	品質管理に注意を要する	定に基づき製造管理又は	条の五笠	質管理の基準に関する省	の製造管理及び品	医療機器及び体外診断用	る件	び一般医療機器	、管理医·	臣が指定する高度管理医	の規定により厚生労働大	条第五項から第七項まで	確保等に関する法律第二	有効性及び安全性			が定める率及び額を公示	して厚め	高齢者交付金等の額の算	法律による保険者の前期	者の医療の確保に関する	和七年度における高	する件	大臣が定める講習の一部	の規定に基づき厚生労働	四条の六第二項第一号	職業安定法施行規則第二	り読み替えて適用される	条の二の	等に関する法律	0
	部の一部	働大臣が指	の二の規	る法律施	5安全性	医療機器等の品	1981年	) 	<b>収医療機</b>	生労働大	息を要す	旦管理マ	の五第三項の規	に関する	百理及び	4外診断		一部 一部	医療機器1	同度管理	厚生 労働	<b>弗七項ま</b>	る法律第	5安全性	医療機器等の品		の額を公	て厚生労働大臣	守の額の	映者の 前	体に関す	ゎける高		神習の 一	ロ厚生労	項第一	1月規則第	週用され	の二の規定によ	4施行規則	雇用の改
	を	指	定	行	の	品			器	臣	る	û は	規	省	品	用		を	岌	医	大	るで	<u></u>	の	品		宗	臣	算	期	る	齢		部	働	号	<u></u>	る	よ	崱	3善
四							Д	4									四								!	一 特10	)						 73								
=							_	-									=									크							三								
					四八													四七										四六		四五			四四四			四三					匹
る告示	医薬品	労働大	二項の規定	二十六	租税特	準の一	行 政 模	丁女笺	当該分	野に特	ついて特定	規定に	の基準等を	特定技能外	定技能	基準を定め	法第七条第	出入国	告示	める者	き厚生	一項第五号	る費用の額	病棟におけ	働大臣が指	定義副傷病	病名、手術	厚生労働大	準 の	使用薬	正する件	金等取扱規	厚生労働科	定める件	安定供:	令和七.	定める率	に関して厚	する費	育児一	全利七.
	等の一郊			・六条の二上	特別措置法	部を改T	関の長み	国の長が	分野を所等	有の事体	特定の音	基づきな			雇用契約	定める少				の一部を	労働大臣			おける病			`		の一部を改	使用薬剤の薬価				件	給に関す	年度の点	率	て厚生党	用の見る	時金等の	年度にま
	部を改正す	定める一般用	に基づき厚生	一十七の二第	置法施行令第	一部を改正する件	機関の長か定める基		<b>弥管する関係</b>	野に特有の事情に鑑みて	の産業上の分	規定に基づき介護分野に	定める省令の	国人支援計画	契約及び一号	る省令及び特	一項第二号の	及び難民認定		める者の一部を改正する	き厚生労働大臣が別に定	の規定に基づ	の算定方法第	る療養に要す	定する病院の	名及び厚生労	処置等及び	臣が定める傷	を改正する件	(薬価基		程の一部を改	学研究費補助		安定供給に関する計画を	七年度の血液製剤の		生労働大臣が	費用の見込額の算定	育児一時金等の支給に要	における出
==0	す	角	生	第	第	=	基	į į	係	て	分	に	Ď	画	号	特	o o	定	_	á	定	ぎ	第	す	Ø	旁	Î	傷	_	基	_	改	莇		を	o o		が	定	要	産
0							•												五 85										五 85		四 83			四 77 一			四				
三						=													九										八		_			三九			=				_
				五					Ę	四						Ē	<u>-</u>	<del>I</del>	ī -			<u>∓</u>	<u>.</u>						五						五〇						四九
学物質	き化学	二条第	等の規	化学物	取り消した件	先評価	十一条	- 年 0 夫	等り見 生	化学物	環原生		‡	事項等	主労動	びこ寮	第一見 音	り上れ	<b>計場分割中</b>	て立てに	近に渡	<b>唐生学</b>	の言言	正係数	機能評	破係数	働大臣	病院の	厚生労	する告示	医薬品等等	労働大	二項の	二十六	租税特	る告示	医薬品:	労働大	五項の	+	租務特
学物質として指定した件	き化学物質を優先評価化	二条第五項の規定に基づ	の規制に関する法律第	化学物質の審査及び製造	した件	先評価化学物質の指定を	十一条の規定に基づき優	年にほご	等の規制 こ関する去車第一件 生質の	学物質の審査及び製造	生 境 境 <b>省</b> 省	三 分 分	- - - -	事項等の一部を改正する生労働の目が気を対え	生労動大臣が定める場示との別方を	びこ寮担基準こ基づき厚焼拄規具刀で羽拄規具の	日見川女が表旦見一音を改立でそれ	の一部を女正する中特権診療料の旅記基準等	著作り	女三二 n 並 乙 に 旅 設 基 準 の 一 音 を	位が 二通党芸術の一郎台通医療及び患者申出療養	生民 寮女が 呉舎 日 号家を厚生 労働人 居の 定める先	夏三弁劢で豆のごのの一部を改正する件	正係数及び激変緩和係数	機能評価係数Ⅱ.救急補	礎係数 機能評価係数Ⅰ	働大臣が定める病院、	病棟並び	厚生労働大臣が指定する	示	等	労働大臣が定める一般用	二項の規定に基づき厚生	二十六条の二十七の二第	租税特別措置法施行令第		医薬品等の一部を改正す	労働大臣が定める一般用	項の規定に基づき厚生	六条の二十七の二第	特別措置法施行令第
指定した	<b>俊先評価</b>	規定に其	9る法律	<b>宜及び制</b>		質の指定	に基づき		りる去き	直及び制				と牧王さ	とうる!!	こ 基 ブキ	を旦見ゴ	が記事権	りてた主	年 <b>グ</b> 	14日	すなせる	りきの件	多緩和区	山、救刍	価係数	「病院、	ひに厚生	か指定す		の一部を改正	める一般	基づ き 回	十七の一	<b></b>		前を改正	める一般	基づ き 回	十七の二	<b>壮施</b> 行会
件	化	空づ	学第	<b>送</b>		止を	優	1 69	# 有 i	<b>交</b> 告	紹泽西茅省			ッ する 元	in l	] [ ]					5 人	き先			一流補	I	、 、基	土労	・る		正	用	生	第	第		ず	用	生	第	ア第
_					_						=	9	6					6	9	6			96 96	;						===						===					
七					七							<u>D</u>	년 <u>-</u>				<u> </u>	<u>u</u> =	<u>D</u>	4 :			<u>р</u> г							三						三					

1 1	令和7年5月	112 🛭 .	月曜日		官報目録	(第1461	号付録)	4月目録	
	五 一 三	: - -	<u> </u>	五 一		<u> </u>	五 〇 九		五 〇 八
改正する件の一部を合を指定する件の一部を	規定に基づき農林水産大八十四条第二項において八十四条第二項において第十四条第二項において第一十四条第二項において第一十四条第二項において	機関を指定する件の一部水産大臣が指定する教育号の規定に基づき、農林	森林法施行規則第九十一る件の一部を改正する件関及び教育機関を指定す	引くができる。農林水産大 定に基づき、農林水産大 定に基づき、農林水産大 森林法施行令第九条の規	本の経営を行うことを不可能にさせる故障として可能にさせる故障として民協議して定めるものを定める件の一部を改正する件		現定に基づき農業に従事 現定に基づき農業に従事 を不可能にさせ	する等の件の一部を改正する農業協同組合連合会を指定する農業協同組合又は農める農林水産大臣が指定める農林水産大臣が指定	<ul><li>○農林水産省</li><li>○農林水産省</li></ul>
一 73 七 六	一 73 七 六		一 73 七 五		一 73 七 五	一 73 七 五	- t		
	五 九		五 一 八	五 一 七		五 六		五 一 五	五 一 四
の一部を改正する件政事務所長に委任した件関するものから北海道農	トラック に係る がい で で で で で で で で で で で で で で で で で で		の交付に関する事務につ予算科目に係る補助金等一部を改正する告示	hite way it	の発揮の促進に関する法 を定める件の一部 を定める農業に関する技術を定める農業に関する技術を定める農業に関する。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	農業の有する多面的機能補助の総額を定める事業に係る省令で定める事業に係る有助の総額を定める件	<ul><li>業年度における独立行政 産大臣が定める令和七事 産大臣が定める令和七事</li><li>機構法施行規則第一条</li></ul>	強立行政法人農畜産 外 (本)	
一 特10 三 三	一 特10 元		特]			一 特10 元		一 73 七	
=	九							1.	
	五五四四	五五五五五三			-		<u> </u>	七	
件済金額の範囲を定めるびに適用する単位当たり			五二九				ずわいがに太がごまさば太がごまさば対馬暖まさば対馬暖	<ul><li>ちごし、寺定水産資原(まさば及</li><li>七 事務局長に委任した件の一部を改正する件のでする件のである。</li></ul>	五二〇 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務につ
件がな額の範囲を定めるびに適用する単位当たり			<b>五二八</b> 保安林の指定をする件 五二二 保安林の指定をする件					All 特定水産資原(まさば及   事務局長に委任した件の   一部を改正する件   一部を改正する件   一番のから沖縄総合	
	に令和八年産のさとうき たまねぎ及びホップ並び たまねぎ及びホップ並び たまねぎ及びホップが いしょ、大豆、小豆、いいしょ、大豆、小豆、い	<ul><li>─保安林の指定を解除する</li><li>─保安林の指定をする件</li></ul>	<b>五二八</b> 保安林の指定をする件 二五二二―保安林の指定をする件 二	件の一部を変更する件に掲げる数量を公表するに掲げる数量を公表する				七 <u>-</u> -	
四	に令和八年産のさとうき たまねぎ及びホップ並び たまねぎ及びホップ並び たまねぎ及びホップが いしょ、大豆、小豆、いいしょ、大豆、小豆、い	<ul><li>─保安林の指定を解除する</li><li>─保安林の指定をする件</li><li>──保安林の指定をする件</li><li>─────────────────────────────────</li></ul>	<b>五二八</b> 保安林の指定をする件 二五二二―保安林の指定をする件 二	件の一部を変更する件 二				<ul><li>五二 寺定水産資原(まさば及</li><li>一部を改正する件</li><li>一部を改正する件</li><li>一 10</li><li>一 10</li><li>一</li></ul>	
四	件       三       二       ずわ         合和七年産の秋植えばれ       群へ       本海         たまねぎ及びホップ並び       本海         たまねぎ及びホップ並び       本海	<ul><li>─保安林の指定を解除する</li><li>─保安林の指定をする件</li><li>─ 七変更する件</li><li>─ 二</li><li>─ 七</li></ul>	五二八   保安林の指定をする件   二   六   五四九   五二二   保安林の指定をする件   二   六   五四九	件の一部を変更する件 二 六	和六管理年度における魚 部系群、まだら本州日本 道太平洋並びにまだら北海 道太平洋並びにまだら北海 の六管理年度における魚	わいがにオホーツク海南がに北海道西部系群、ずわいがに日本海系群 とのである。 であい 群 A 海域、ずわいがに日本海系群、ずわいがに日本海系	ずわいがに太平洋北部系でまさば対馬暖流系群及びでまさば太平洋系群、	<ul><li>□ 特定水産資原(まさば及</li><li>□ おおいた では、</li><li>□ おおいた では、</li><li< td=""><td>いて平成十二年度の予算の交付に関する事務につの交付に関する事務につ</td></li<></ul>	いて平成十二年度の予算の交付に関する事務につの交付に関する事務につ
四三部部、おいわい	件       三       二         6和七年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、い豆、いたまねぎ及びホップ並びたまねぎ及びホップ並びたまねぎ及びホップがある。       三       二	- 保安林の指定を解除する       二       七       五六一         変更する件       二       七       五六一	A 日本   A 日本	件の一部を変更する件 二 六	和六管理年度における魚 部系群、まだら本州日本 道太平洋並びにまだら北海 道太平洋並びにまだら北海 の六管理年度における魚	おいがにオホーツク海南 がに北海道西部系群、ず がに北海道西部系群、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに日本海系	ずわいがに太平洋北部系 でまさば対馬暖流系群及び まさば対馬暖流系群及び まさば対馬暖流系群及び	All   寺定水産資原 (まさば及	<b>五四三</b>

令和7年5月	<b>12</b> 日 月曜日	官報目録 (第146	1 号付録) 4月目録 12
五 五 五 九 八 八 〇 九 八	五 八 七	五 五 八 八 八 六 五 四	五五 五五 八七 七六 三六 五二
スローリングの格付の表示の様式及び表示の方法 の一部を改正する件フローリングについての検査方法の一部を改正する件 フローリングについてのな供 る件 スローリングについてのなり、 を放置する件	ろ(小型魚)及びくろま ぐろ(大型魚)に関する 令和六管理年度における 漁業法第十五条第一項各 号に掲げる数量を公表す る件の一部を変更する件 フローリングの日本農林	等34年の共気にまった件種登録を取り消した件種登録を取り消した件飼料の公定規格の一部を改正する件 で第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録の規定に基づき品種登録の規定に基づき品種登録の規定に基づき品種登録の規定に基づき品種登録の規定に基づき品種登録の規定に基づき品種登録の規定に基づき品種登録の規定に基づき品種登録の規定に基づき品種を対した。	海北部系群、まだら北海道日本海)に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件の一部を変更する件の一部を変更する件の一部を変更する件をがの指定施業要件を変更する件
		○ ○ ○ ○ ○ 81 81 -	九 九 号 外 ジベ
= = = <del>*</del> <del>*</del> <del>*</del>	二		四三
六 六四 四三 二 二 本 2 ベ 四 由 ル 仁 滋 ル ル	六 六 六 六 六 六 六 八 四 四 三 三 一 〇 九 八 3 4 5 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		六       六       六五五五         0       0       0九九九         二       -       0九八一         日       -       0.7 種。
件件件件 行規程の一部を改正する件件 行規程の一部を改正する件 機業近代化資金融通法施 農業経営基盤強化促進法 勝則第十一項の規定に基 づき農林水産大臣が定め る利率を定める件の一部	か で を な が 定 が に が た は で に の の の の の の の の の の の の の	件 正にトた	保安林の指定をする件保安林の指定をする件で、 を変更する件で、 を変更する告示を変更する告示を変更する告示を変更する告示を変更する告示を変更する告示を変更する告示を変更する告示を変更する告示を変更する告示を変更する音の農林水産大臣が定め
	ーー - 七七 七 87 87	· 一 一	
六 五 五	三三 七四 三	=======================================	八四三
六 六 七 七 三 四 三	$\stackrel{\wedge}{\sim}$ $\stackrel{\sim}{\sim}$ $\sim$	六 六 六 六 五 四 四 八 九 八	六       六       六       六       六       六       二       四       四       五       四       四       五       四       四       五       四       五       四       五       四       五       二       五       四       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       二       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五       五
件	保保安更安 保安安	規値部の精部精肥がの気格物を認米を米料あ名	農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件の一部を改正する件肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件肥料の登録の有効期間を格を告示する件を告示する件を告示する件を告示する件をおって、
二 四 <b>業</b> 省、三 ○ ○ ○ 八 96	元 壹 壹	三 三 三 一	ー ー ー 八 八 八 88
三	====:	三 三 三 四四	一
五六		五五四	
貿易関係貿易外取引等に 関する省令第九条第二項 第七号イの規定により経 済産業大臣が告示で定め る提供しようとする技術 が核兵器等の開発等のた めに利用されるおそれが ある場合の一部を改正す る件	一項第二号ホ及びへの規 定に基づく経済産業大臣 が告示で定める無償で輸 出すべきものとして無償 で輸入した貨物及び無償 で輸入すべきものとして 無償で輸出する貨物の一	条第一項の規定に基づき 同法第九条第一項の登録 の更新をした件 輸出貿易管理規則第四条 の規定に基づく経済産業 大臣が告示で定める貨物 及び事項の一部を改正す る件	○経済産業省 中小企業信用保険法第二 中小企業信用保険法第二 中小企業信用保険法第二 中小企業信用保険法第二 中小企業信用保険法第二 中小企業信用保険法第二 条第五項第四号の災害及 び地域を指定する件 中小企業信用保険法第二
九 80 三 九	九 80 三 八	九 八 80 三 八 五	四 一 一 73 八 六 四 七

13	令和 7	年5月12	日 月曜日	官報目録	(第 146	1 号付録) 4	<b>1</b> 月目録
一部を改正する件大臣が告示で除くものの大臣が告示で除くものの	の承認を受けなければなの承認を受けなければない。	の項の中欄に掲げる貨物する者が別表第二の三六 く一時的に入国して出国 く一時的に入国して出国 に選第四号の規定に基づ	六〇 外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件	きれるおそれがある場合 されるおそれがある場合 ものを除く。)の開発、製 ものを除く。)の開発、製 ものを除く。)の開発、製	チナ 質易限保質素を用弓等に 第七号ハの規定に基づく 経済産業大臣が告示で定 める提供しようとする技 める提供しようとする技		五七 輸出貨物が核兵器等の一部発等のために用いられる 発等のために用いられる おそれがある場合を定め の規定により経済産業大の規定により経済産業大の規定により経済産業大
九 80 四 四			九 九 80 80 四 四			九 九 80 80 四 三 九	
正する件の一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改善している。	びまなでは、このの一番など、その輸入の際の性質	<ul><li>六六輪出貿易管理令別表第五</li><li>本邦に輸入された後無償本邦に輸入された後無償</li></ul>	を改正する告示でに掲げる登録及び許までに掲げる登録及が許	<ul><li>六四 中小企業信用保険法第二</li><li>六五 登録免許税法別表第一第</li><li>5 登録免許税法別表第一第</li></ul>	る事項の一部を改正する を目的とする取引を行お うとする者に報告を求め うとする者に報告を求め	関する省合第十条第三頁 経済産業大臣が告示で除 たまのの一部を改正する 件 は	六二 輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づに掲げる貨物を輸出しよに掲げる貨物を輸出しよ
 82 		8		一 〇 九 80 四 五		九 80 四 四	
て地域を指定する件	の同条	七二 電気用品安全法第三十一の輸出又は輸入の一部を改正する件 改正する件	マスティック (1) では、	六九 輸入貿易管理令別表第一 産業大臣が告示で定める 産業大臣が告示で定める 貨物の一部を改正する件 の一部を改正する件	件でいるべき貨物の原産を受けるべき貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件の一部を改正するといいて必要ない。		六七 輸出貿易管理令別表第五 第十四号及び第十五号に 規定する経済産業大臣が 告示で定める無償で輸出 すべきものとして無償で 輸入した貨物及び無償で
豆豆	五	— — 82	— — 82	— 82		 82	
三 二 七	四二七〇		 二 二 六 六 七 六	二 二 六 五	<u> </u>	  大	 七 七 五 四
工事を施行する件 岸保全施設に関する直轄	程不正言の動する			五 道路整備事業に係る国の	二 工業所有権に関する手続		四 消費生活用製品安全法第十八条第一項の規定に基十八条第一項の規定に基づき 電気用品安全法第三十一 二八件 二八日 電気用品安全法第三十一 二八
一 特10 三 二	一     一       73     73       七     七       九     七	一 一 九 八	— — 八 八	八	t	<ul><li>○ ○</li><li>六 六</li></ul>	

		f	<b>う和</b>	7	年		5 月	1			,		星日					字科		録			(第					号个.	録)				月目	目録	į.		1	4
	二九六	. J	二 九 [四			九五			九二			九		九〇		二八九			二八八八	二八七	ニアナ	八八四		八三	八二		_ _ _				二 八 〇 :	二七九		二七八	二七六	七五五	二 七 二	
あった件 出並ひに変更の届出か	佐ばれば軍の登録の録講習機関の登録の	定する件	砂防法第二条の土地を指	変更の届出があった件	Limitedから登録事項の	Lloyd's Register Group	届出があった件	会から登録事項の変更の		防	定するとともに、直轄砂	批	件	直轄砂防工事を施行する	定する件	砂防法第二条の土地を指		定するとともに、直轄砂	砂防法第二条の土地を指	"	定する件	―砂防法第二条の土地を指	防工事を施行する件			定する件	砂防法第二条の土地を指	:	項の変更の届出があった何記懸写放梯隊の登録事	<b>村式検尾布幾周の登录事</b>			体	定するとともに、	Ļ		―砂防法第二条の土地を指	
<u>-</u>		0		$\overline{\circ}$			<u></u>			0			<u> </u>		$\overline{\circ}$		0			$\ddot{\circ}$	八		八			八	j	万				Ξ.	三			Ξ		日号外
五		六		五			五			五.			五		五.		五			四	七		五			五.	3	Ei.			I	四	三			=		ジ^ 
	=		_	ΞΞ	三三七万	Ξ		三 三 五		三四四		= = =	-	= = =		3	=	-	= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	三 5 九 /			ŧ	<u>=</u> )			=	三〇五			三〇四			= 00	Ē	二八八		力七
あった件の場合を表する	<b>重谕紊義ないない</b> た件	り特別評価方法認定をし	<ul><li>に関する法律の規定によ</li></ul>	、住宅の品質確保の促進等	都市計画に関する件		定を解除する件		定する件		定を解除する件	砂防法第二条の土地の指			を改正する牛	第千六百二十七号の一部日末三十六年の一部の	昭和五十六年建設省告示	た年日第		・ 言号符字を取り肖した牛 ・ 信号符号を思りした件		登录事員の変更の中に基づく登録請で機関の	三生が、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		実施機関の講習委員を変		<ul><li>講習登録規程により既存</li></ul>	<ul><li>既存住宅状況調查技術者</li></ul>	部を改正する件	告示第二百七十九号の一	平成二十九年国土交通	た件		船舶安全法の規定に基づ	き、型式承認をした件	、―船舶安全法の規定に基づ	出があった件	
六	六				六		<u>—</u> Б.		一 五		<u>一</u> 五.	-	<u>一</u> 石.		一 四 33		- [	四	_ [2		 G D	<u> </u>		<u>р</u> т	4				四四			 			_		<u> </u>	
六	六				五	i :	六		五.		五.	ı	四		 		Į.	Щ	D	<u>rg</u> p	Ц <u>=</u>	Ξ		=	:				$\equiv$			六			六		六	
	三四六	三四五	三四四	三四	三 四				三四〇		三九	=	三七	三三六		三五								三四四			= = =	Ē	三 四			ΞΞ			ΞΞ			=
する件 第六十八号の一部を改正	<b>育</b> 令和六				砂防法第二条の土地を指	登録実務講習の登録の件	四第一項の規定に基づく	事業法施行規則第九条の		された件	・運輸審議会件名表に登載 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			、水先人に免許を与えた件	件		改正する告示	除に関する告示の一部を	る実地試験についての免	課程を修了した者に対す	航空従事者の養成施設の	臣が申請により指定した	の規定により国土交通大		改正する件	示第百九十四号の一部を			1―高速自動車国道に関する	改正する件	第七百四十一号の一部を	<ul><li>一令和二年国土交通省告示</li></ul>	届出があった件	施設の登録事項の変更の	一測量に関する専門の養成	があった件	いて告示した事項に変更	関
$\equiv$		Ī	<u></u>		-	<u>二</u> 五				三四		三四		$\stackrel{-}{=}$	=		= - 89								= 89			<u>=</u>		一 八 88			八			七		
六		Ξ	Ξ.	三		三				三		三		三	三		<u>-</u>								九			六		<u>Б</u> .			七			五		
			五三		Ŧ	ī			五					=	E C				_					п	п			_			<u> </u>	三四九	= [ ]	<u> </u>				三匹七
の申請があった件の無害化処理に係る認定	の四第一項の産業廃棄物			に関する基本プ金の多見	こ掲する基本方針の変更一環境物品等の調達の推進	景意勿己幹)周を	たおはる件の一部を改正	た財産等の処分帯降期間	ー 補助事業等により取得し		業を定める件の一部を改	き、環境大臣が定める事	五条第五号の規定に基づ	関する法律施行令第二十		睘	14年の一音を改立する告	<b>進 辞)一郎 芸女三二 5 詩</b> を測定するレーターの基	三降水粒子の分布及び状態		正する告示	を定める告示の一部を改	き観光庁長官が定める者	三条第三号の規定に基づの過程を基づいま。		を講ずべき区間の一部を		三 公共交通事業者等が外国				自動車登録番号票及び車	を許可した件を許可した件	登入号写法 ) 短受 ) 変す	定める告示の一部を	国土交通大臣が定める方	効果を有するものとして	
二 二 三			8	- 31 = =		特三〇万				十 特1 六						8	15 16 15 15				七				一 73 九 匹				9	三 6 六五		;	三〇 96 六四	三 96 匹	3			

15	令和7年5月	月12日 月曜日	官報目録	(第 1461 号付録)	4月目録
九六 実施する件 とにおける射撃訓練を した件	施設の管理者として指定に関する法律施行規則第六条の規定により、対象方条の規定により、対象	の 所名の 禁工に 財 で を 注 の 所名の 禁工に 財 で を 注 律 第 六条 第 一 項 及 び 第 二 体 第 次条 第 一 項 及 び 第 二 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し た 件 し か に か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら	び損失補償申請書を提出 び損失補償申請書を提出 ではき時期を定める件 大二一海上における射撃訓練を実施する件 実施する件 空における小型無人機等 空における小型無人機等	大二ー自衛隊飛行場に係る告示 七六 の変更に関する件 七七一海上における射撃訓練を 七九 実施する件 実施する件 信号符字を取消しする件 介一 漁船の操業の制限等に伴 う損失補償を行う期間及	○防衛省 七二 自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使 用料の額の特例に関する 告示の一部を改正する告
一 六 82 六 四		= 82 = =	九 八 六 八	四 二 一 — 73 73 九 八 六 七 九 —	
四四 四四 八七 六五 <i>" "</i>		一〇七       アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件された件	, ,	上撃撃をを域設	九七 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法衛関係施設及び当該対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設及び当該対象
六 八	三 - 三 73 四 三 六	三 五	三 四 五 五 五		
三九 パラス 道路に関する件	六五 " 六五 " 一国地方整備局	五九 " ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	<b>1</b> C		四九       "         〇関東地方整備局         一四二       都市計画に関する件         一四五       都市計画に関する件         一四五       都市計画に関する件
三 一 73	= <del>=</del>	$ \begin{array}{cccc}                                  $	 八 _ 八 四 _ 73	一 二 一 一 一 73	
五一品	三六六	八 三 三 六四	七 七 八 六 三		六 六 八 <sup>三 三</sup> 四
カ 特定抗争指定暴力団等に 係る公示事項の一部に変	<ul><li>○岐阜県公安委員会</li><li>五 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示更があったことの告示</li><li>六 ッ</li></ul>	○			三八 都市計画に関する件 三九 道路に関する件 四二 " 四三 " 〇四国地方整備局 二七 - 道路に関する件
二	五二	六 三一 大	73		ー
八	六八	八 六六	五六量四	三八五四 🗟 八五	一 七 四 七六

	令和 <b>7</b> 年	5月12日	月曜日	官報目録	(第 1461 号付録)	4月目録 16
第明 三二 種士	五 三 二 九	七六	三 二 五 八	ナ 六 六	五三四四	
第三三種 郵 便 物 認 可明治二十五年三月三十一日	(日上リスを)を)を (日上リスを)を)を (日上リスを)を)を (日上リスを)を)を (日上リスを)を (日上	特定抗争指定暴力団等に特定抗争指定暴力団等に	○島根県公安委員会保る公示事項の一部に変展る公示事項の一部に変更があったことの告示  「の島根県公安委員会	〇兵庫県公安委員会係る公示事項の一部に変係る公示事項の一部に変更があったことの告示 『	( ) 古	の三重県公安委員会 の三重県公安委員会 係る公示事項の一部に変 係る公示事項の一部に変 であったことの告示
	五二	五二	五二	五二	五二 五二	一
	七九	七九	七九	七八	七八 六八	六八 六 ジペ